

## 1 市の概要（H31年1月）

人口 722,863人  
保護率 1.9%

## 2 支援状況調査（H30年度）

新規相談受付件数人口10万人当たり  
(件) 一月当たり 6.0  
プラン作成件数人口10万人当たり  
(件) 一月当たり 2.5  
就労支援対象者数人口10万人当たり  
(件) 一月当たり 1.7  
就労・増収率(%) 76.9

## 4 事業実績（H30年度）

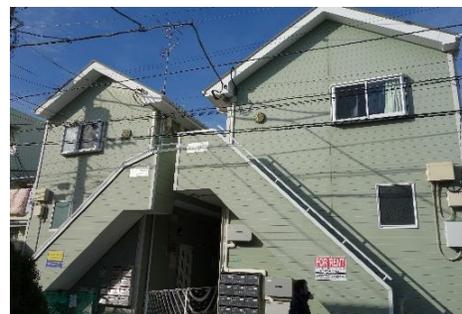
相談件数	入居利用者	退所者	居宅確保者	巡回相談
58人	30人	24人	23人	9回

## 5 事業実施のポイント ～専門性を活かした支援～

○福祉専門職（社会福祉士）によるアセスメント実施・支援方針作成により、利用者の主体性と多様性を重視した個別支援の提供が可能。  
○社会福祉士のネットワークを活かして必要な支援につなげている。  
⇒法テラス・弁護士会・司法書士会・臨床心理士会・精神保健福祉士会・介護福祉士会・ケアマネ協会等との連携が図られており、専門職による早期の支援が可能となっている。

## 3 実施方法について

実施方法	委託：公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ・事業開始時（H25）にプロポーザルを実施。以降、支援の継続性・質の向上の観点から1者随意契約。
事業費	24,266千円
理由 (委託)	○事業実施にあたり、専門的知見を有する社会福祉士の配置が必須である。 ○施設周辺住民の理解を得るため、実施主体に社会的な信用も必要である。
事業概要	○緊急一時的な宿泊場所の提供、食事の提供など。 ○民間アパートの一部を借り上げシェルターを設置。 (入居者用個室5・事務室兼相談室1・食堂談話室1) ○福祉職の相談支援員（常勤1名・非常勤1名）、就労支援員（非常勤1名）をシェルターに配置。入居者個々の状況に応じた相談援助の実施。（就労支援、日常生活や健康管理に関する支援、居宅移行支援等）
その他 特記事項	○施設退所後一定期間支援を継続し、生活状況等確認を行ったうえで支援終了することとしている。 ○インターネットカフェ・マンガ喫茶等を巡回し、対象者把握や事業周知に努めている。



## 6 取り組んで良かったこと

○生活保護に至らずに自立するケースがほとんどであり、第2のセーフティネットが機能している。  
○法施行以前は公的な支援が難しかった者に対し、効果的な支援が実施されることとなった。